

Q1 特化則第 39 条に「事業者は、令第 22 条第 2 項(略)の業務に常時従事させたことのある労働者で、現に使用しているものに対し、(中略)定期的に(中略)医師による健康診断を行わなければならない。」とありますが、今回の改正特化則施行前(平成 25 年 1 月 1 日前)に、コバルト含有金属の切削や研磨作業等に従事させたことのある労働者も特殊健康診断を実施しなくてははいけないですか。

A1 はい、改正特化則施行前に常時その作業に従事していた者も含まれます。

Q2 NC 単能機で切削油を用いてコバルト含有金属製品の切削研磨加工をしています。湿式加工なので局所排気装置等を設置しなくも良いですか。

A2 局所排気装置等は必要です。研磨材を用いて動力により金属の研磨を行う場合は、粉じん則の規定では湿式の場合は局所排気装置等の設置は適用除外です。しかし、加工金属にコバルトが 1 %を超えて含有されていれば、特化則が適用となり局所排気装置等が必要です。また研磨材以外の刃物類で切削加工する場合も必要です。なお、特化則第 5 条のただし書きの「設置が著しく困難なとき、又は臨時の作業を行うときは、この限りでない。」に該当が認められれば設置しなくても良くなりますが、NC 単能機程度の装置では著しく困難な条件には適合しにくいと予想されますので、ご不明な点は所轄の労働基準監督署にご相談下さい。

Q3 工業用キシレンを使用して部品の洗浄払拭作業を行っていますが、SDS を読むとエチルベンゼンが 65%含有されていることがわかりました。特化則の規制が掛かりますか。

A3 工業用キシレンを溶媒として塗装業務に使用しなければ特化則には適用しません。しかし、実際の洗浄作業方法に不備があればエチルベンゼンのばく露リスクは高くなるので十分な注意が必要です。リスクアセスメント活動を通じて必要であれば低減対策をご検討下さい。